

平成29年第3回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 平成29年9月4日(月) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番 増井 敬史	2番 浅野 勉
3番 大星 成司	4番 森田 瞳
5番 島田 正芳	6番 中本 幸一
7番 植田 英和	8番 岡田 裕明
9番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
総務部門理事	近藤 善敬	民生部門理事	堀口 善友
事業部門理事	中野 彰宏		
総合政策課長	富井 文枝	総務課長	吉村 良昭
税務課長	吉田 彰宏	住民課長	辻井 弘至
健康福祉課長	岡田真地子	人権同和対策課長	長岡 康
産業建設課長	堀川 雅央	上下水道課長	石橋 史生
教育次長	吉田 一弘	会計管理者 職務代理	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	書記	成瀬 ひかる
--------	-------	----	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 委員長報告
- 第 4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）
- 第 5 議案第1号 安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第2号 安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第3号 平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について
- 第 8 議案第4号 平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について
- 第 9 議案第5号 トーク安堵カルチャーセンター拠点整備工事の請負契約の締結について
- 第10 議案第6号 平成28年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第1号 平成28年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第2号 平成28年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第3号 平成28年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第4号 平成28年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第5号 平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第6号 平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第7号 平成28年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第18 報告第2号 平成28年度決算における健全化判断比率報告書について
- 第19 報告第3号 平成28年度決算における資金不足比率報告書について
- 第20 報告第4号 平成28年度安堵町土地開発公社決算の報告について

開 会

午前10時00分

議長（森田 瞳） おはようございます。ただいまから、平成29年第3回安堵町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆様、おはようございます。

平成29年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

九州北部地方では、梅雨前線の大雨による河川の氾濫や、土砂崩れなどによる大きな被害が発生いたしました。犠牲になられた方々の御冥福をお祈りすると共に、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

去る8月20日には、第8回の「ふれあい盆踊り大会」が盛大に開催され、およそ3千人の来場者があり、行く夏を惜しむが如く、安堵の夜空を花火で美しく飾ることができました。元気な安堵町を実感したところでもございます。

次に、「第32回 国民文化祭・なら2017」と「第17回 全国障害者芸術・文化祭なら大会」がいよいよ本番を迎えることになり、9月2日に大仏殿前庭において開会式が盛大に開催をされました。安堵町におきましても、交流連携事業として9月9日から11月5日まで、奈良県立美術館で「世界に魅せる匠の技と心～奈良と飛騨高山の極人～」と題しまして、安堵町、黒滝村、高山市との連携展示を行います。また、町のオリジナル事業としては、安堵町歴史民俗資料館で結核予防のBCG接種を確立し、世界の医学会に大きな功績を残した今村荒男氏と近代陶芸の巨匠富本憲吉氏の功績を称えると共に、二人の友情を紹介する安堵偉人展を開催いたします。加えて、トーク安堵カルチャーセンターで11月3日か

らの3日間、「みんなでつくる安堵町文化芸術祭」を開催し、中でも11月5日には安堵町出身で奈良総合医療センター総長の上田裕一先生をお招きしての文化講演会を行います。これら、一連の事業は安堵町が輩出した偉人の方々の知の系譜を県内外に発信し、町の存在を高めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、平成29年度補正予算の専決処分などの報告案件が4件、人事案件、条例の一部改正、平成29年度補正予算などの議案が6件、平成28年度決算の認定案件が7件の合計17件でございます。議員の皆様にご審議いただく前に順を追って、案件の概略を申し述べます。

まず報告第1号は、消防団員の退職及び西和衛生試験センターの精算金受入れに対応するため専決処分いたしました「平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）」の承認を求めるものでございます。

次に議案第1号は、「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。同委員である堀口信行氏の任期が平成29年9月30日を以って満了となるため、新たに同委員として霊秀覚氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に議案第2号は、第7次地方分権一括法第9条の規定による公営住宅法の一部改正に対応するための「安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」でございます。

次に議案第3号の「平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について」は、共同浴場日新湯の給湯器修繕費及び中学校大規模改造工事費の増額補正でございます。

次に議案第4号の「平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について」、超過交付となった負担金及び交付金を返還するための増額補正でございます。

次に議案第5号は、6月定例会において承認をいただきました地方創生拠点整備交付金対象事業の「トーク安堵カルチャーセンター拠点整備工事の請負契約の締結について」議会の議決を求めるものでございます。

議案第6号の「平成28年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。平成29年3月31日を以って、同組合が解散したため、構成7町のそれぞれの議会で承認をいただくものでございます。歳入総額1億3千637万7千47円、歳出総額8千722万8千136円、差引額4千914万8千911円でございます。

次に認定第1号の「平成28年度安堵町一般会計歳入歳出予算の認定について」でございます。歳入総額36億736万8千861円、歳出総額31億6千553万3千956円、差引額4億4千183万4千905円でございます。

次に認定第2号「平成28年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。歳入総額10億8千151万8千823円、歳出総額11億7千510万7千665円、差引額9千358万8千842円の赤字でございます。

次に認定第3号の「平成28年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。歳入総額283万990円、歳出総額2千706万9千542円、差引額2千423万8千552円の赤字でございます。

次に認定第4号の「平成28年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。歳入、歳出とも総額2億5千67万1千984円の同額で、差引額0円でございます。

次に認定第5号の「平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」でございます。歳入総額6億4千233万5千652円、歳出総額6億2千738万9千123円、差引額1千494万6千529円でございます。

次に認定第6号の「平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算の認定について」でございます。歳入総額8千665万2千617円、歳出総額8千660万5千717円、差引額4万6千900円でございます。

次に認定第7号「平成28年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」でございます。剰余金の処分については、1千820万円を資本金に組み入れさせていただきます。収益的収入及び支出については、水道事業収益1億6千774万8千568円、水道事業費用1億6千376万3千904円、差引額398万4千664円でございます。資本的収入及び支出については、資本的収入1千239万600円、資本的支出6千508万5千131円、差引額5千269万4千531円の不足となりました。

次に、報告第2号「平成28年度決算における健全化判断比率報告書について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するもので、平成28年度決算が黒字となっておりますので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては該当いたしません。実質公債費比率は3.8%、将来負担比率につきましても該当はいたしません。

次に報告第3号の「平成28年度決算における資金不足比率報告書について」につきましても、同法律に基づき報告するもので、水道事業会計及び下水道事業特別会計について、いずれも資金不足がないため該当いたしません。

次に報告第4号の「平成28年度安堵町土地開発公社決算の報告について」は、収益的収入及び支出については、収入1千448万2千634円、支出1千448万1千379円、差引額1千255円となりました。資本的収入及び支出については、収入46万8千934円、支出1千495万313円でございます。

以上、簡単に説明をいたしました。詳細はその都度、担当課長より説明をさせていただきますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。以上でございます。

(西本町長 降壇)

議長（森田 瞳） 挨拶が終わりました。本日の議事は、お手元に配布しております議事日程に従って進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第1「会議録署名議員の報告」を行います。本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、8番 岡田裕明議員、9番 田中幹男議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より15日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から15日までの12日間にすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3「委員長報告」を議題とします。

総務産業建設常任委員会の報告を求めます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井委員長。

（増井委員長 登壇）

1 番（増井敬史） 1 番、増井でございます。総務産業建設常任委員会委員長報告。総務産業建設常任委員会を8月2日に開催しましたので、報告いたします。

昨年の9月定例会の一般質問や総務産業建設常任委員会で審議しました、老朽化した水道管の更新計画、下水道工事の進捗状況、窪田地区の遊水地整備事業の今後の課題について審議いたしました。

案件1「老朽化した水道管の更新計画について」。

当町内の水道管の本管の総延長約43キロメートルのうち、耐用年数40年を超えている水道管は24.57%の約10キロメートルです。下水道工事の施工をする際に、老朽化した水道管は順次耐震基準に適合した水道管に更新しているとのこと。特に、更新計画を急がなければならない「石綿管」が約4キロメートル、現在も残っている問題について、今後の更新計画について審議しました。今年度は、そのうち石綿管200メートル更新工事をする予定とのことですが、石綿管の更新工事について、最優先で予算措置をすると共に、工事施工計画を図面上で明示して、計画を書面で報告してもらえるように要望しました。浄水場の耐震化や設備の更新計画、県営水道への転換との兼ね合いにより、水道管の更新の予算が変更になることは、今回の常任委員会で明らかになりましたが、これらの問題も含め、今後、継続審議することになりました。

案件2「笠目地区の下水道工事の進捗状況について」。

笠目の弋鳥橋から斑鳩町に行くメイン道路から北側の地区について、平成29年度に工事施工予定と聞いていました。しかし、3月の予算審査特別委員会におきまして、富雄川の堤防に沿って建物が建っているため、河川法の規制により下水道の本管を設置するには、奈良県郡山土木事務所に河川占用の申請をして占有許可が必要になるため、交渉する必要がありますと説明がありました。この件につきまして、7月18日に郡山土木事務所管理課の担当者と会って話をしており、今年度末までに占有許可を取れるようにするとの回答をされました。また、メイン道路から水路敷きに沿って下水道管を敷設するため、借地交渉が必要であるとの理由で、今年度の工事施工は難しいとの説明でした。この件につきましては、笠目区長を通じて地主さんにお話をしたところ、「協力は惜しまない」という回答をいただきましたので、できる限り早く借地交渉を進めていきますとのこと。メイン道路から北側の

地区につきましては、河川法の申請と水路敷き沿いの借地交渉を、平成２９年度末までにクリアして、平成３０年度に下水の工事施工をしていただくことになりました。斑鳩町の流域下水道地域であり、斑鳩町の下水道管に接続する必要がある新家地区及び桃源住宅につきましては、斑鳩町の下水道整備計画が平成２９年度に策定され、平成３０年度の工事施工範囲になることを確認できていますので、平成３１年度には工事施工ができるように、設計や地元交渉等の準備を進めていただくよう強く要望いたしました。

案件３「窪田地区の遊水地整備事業の今後の課題について」。

国土交通省の直轄事業の大和川水系総合治水対策遊水地事業窪田地区遊水地整備事業の進捗状況について説明を受けました。計画予定地の測量作業や境界確定作業は、平成２８年度末に終了しており、平成３０年度から順次、用地買収交渉に入る予定とのことです。窪田地区遊水地の平面図により計画概要の説明をしていただきました。遊水地の内面の利用方法と管理方法について、当町として、今後、検討していく必要があります。４月２６日に遊水地に関しまして、「橿原市曽我川緑地」を議員全員で見学させていただきましたが、その際、議員全員協議会でも候補に挙がっていました「大阪府花園多目的遊水地」を視察するよう総務産業建設常任委員会から議員全員協議会に提案することに決まりました。

以上です。

(増井委員長 降壇)

議長（森田 瞳） ただいまの委員長報告につきまして、質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） はい。質疑なしと認めます。

これで、委員長報告を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて、日程第４ 報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（平成２９年度安堵町一般会計補正予算（補正第２号）について）」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） はい。おはようございます。総合政策課、富井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）」御説明させていただきます。

今回の補正理由につきましては、一つ目といたしまして、消防団員退職に伴う、退職報償金の増額補正で、消防団員等公務災害補償等共済基金より全額受入れいたします。

次の二つ目といたしまして、西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分完了に係る精算金受入れのための財源構成でございます。なお、専決理由といたしましては、消防団員が7月31日を以って退職し、早急に資金を要するため、また西和衛生試験センター組合解散に伴う財産処分につきましても、平成28年度内に精算完了を予定しておりましたが、建物解体及び処分に予想以上の日数を要しましたため、7月中の精算となり、当初予算化しておりませんでしたので共に専決日を平成29年8月1日とさせていただきました。本補正につきましては、歳入歳出それぞれ20万円を増額し、歳入歳出総額を33億4千364万1千円といたします。それでは、詳細を補正予算書により御説明をさせていただきます。補正予算書の7ページを御覧ください。

歳出についてでございます。款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費におきまして、消防団員退職に伴う退職報償金として20万円の増額補正でございます。この財源といたしまして、6ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

款18諸収入、項3雑入、目1雑入で消防団員退職報償金受入収入として20万円の増額補正でございます。

次に、西和衛生試験センター組合解散に伴う精算金として、515万1千円の増額補正でございます。この財源構成といたしまして、一つ戻っていただきまして、款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金で、マイナスの515万1千円の減額補正でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計
補正予算（補正第2号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29
年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第
3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成29年9月4日報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次に、専決処分書を朗読いたします。次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29
年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり専決処分する。

平成29年8月1日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200千円を追加し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ3,343,641千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出補正予算」による。

平成29年8月1日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ、2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正。

歳入の部 款17繰越金、項1繰越金、補正前の額175,237千円、補正額△5,151千円、計170,086千円。

款18諸収入、項3雑入、補正前の額21,693千円、補正額5,351千円、計27,044千円。

歳入合計 補正前の額3,343,441千円、補正額200千円、計3,343,641千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部 款8消防費、項1消防費、補正前の額130,690千円、補正額200千円、計130,890千円。

歳出合計 補正前の額3,343,441千円、補正額200千円、計3,343,641千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。御審議、御承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第1号を採決します。

本案を原案のとおり、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） はい。異議なしと認めます。

よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第5 議案第1号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、吉村総務課長。

(吉村総務課長 登壇)

総務課長（吉村良昭） おはようございます。総務課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。
す。

それでは、議案第1号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を御説明申し上げます。

[illegible]

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号

安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年9月4日提出

安堵町長 西本 安博

記

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 霊 秀覚

■■■■■■■■■■■■■■■■生（■■歳）

総務課長（吉村良昭） 以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決します。

この採決は起立によって行います。

これより、議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第2号「安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長（長岡 康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。長岡人権同和対策課長。

(長岡人権同和対策課長 登壇)

人権同和対策課長（長岡 康） おはようございます。人権同和対策課、長岡でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第2号「安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

第7次地方分権一括法第9条の規定による公営住宅法についての改正が、平成29年7月26日に施行されました。この改正に関し、必要な政省令の規定が整備されたことによって、条文に公営住宅の明け渡しの請求に係る収入の基準を定める場合の基準の追加条文や、また条文の削除により条ずれが発生し、安堵町営住宅管理条例の引用条文に変更があり改正を行うもので、内容に変更はございません。主な内容改正につきましては、3ページの新旧対照表を御覧ください。

同居の承認、第11条の2行目の公営住宅法施行規則第10条を第11条に。

第12条の3行目の公営住宅法施行規則第11条を第12条に。

14条の公営住宅法施行規則第8条を第7条に。

38条、下から2行目の令第11条を第12条に。

次のページ、申し上げます。

第39条の下から2行目の令第11条を第12条に改正しますが、追加条文や削除のため条ずれが発生しただけで、内容の変更はございません。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第2号

安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年9月4日提出

安堵町長 西本 安博

人権同和対策課長（長岡 康） 次のページ、お願いします。

安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例

安堵町営住宅管理条例（平成9年安堵町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第12条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第14条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第38条及び第39条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人権同和対策課長（長岡 康） 以上でございます。

審議のほど、よろしくお願いします。

（長岡人権同和対策課長 降壇）

議長（森田 瞳） 今、説明の中で、カギ括弧を括弧ということで説明がございました。全て、カギ括弧ということで訂正することに、議事録を変更することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） よろしいですか。議事録、よろしく申し上げます。
それでは、議案第2号について、説明をさせていただきます。
御審議…、失礼しました。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。
これより、議案第2号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。
お座りください。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第3号「平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号「平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について」御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ400万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4千764万6千円といたします。

補正理由につきましては、一つ目といたしまして、総合センターひびき内の浴場におきまして、経年劣化に伴う給湯設備の修繕に係る必要経費の増額補正でございます。

二つ目といたしましては、中学校のトイレ大規模改造工事に伴い、工事中に施設の老朽化に伴う経年劣化箇所などが見つかり、早急に工事が必要となりましたので、係る経費の増額補正でございます。

それでは、補正予算書7ページを御覧ください。

歳出についてでございます。

款3民生費、項1人権対策費、目3総合センター管理運営費におきまして、修繕費として、102万4千円の増額補正でございます。

次に、款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費におきまして、工事請負費として298万1千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、6ページを御覧ください。

款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金において、繰越金として400万5千円の増額補正をし、充当いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）を別紙のとおり提出する。

平成29年9月4日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第3号

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,005千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,347,646千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月4日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正。

歳入の部 款17繰越金、項1繰越金、補正前の額170,086千円、補正額4,005千円、計174,091千円。

歳入合計 補正前の額3,343,641千円、補正額4,005千円、計3,347,646千円。

続きまして、３ページをお願いいたします。

歳出の部 款３民生費、項３人権対策費、補正前の額４９，３９８千円、補正額１，０２４千円、計５０，４２２千円。

款９教育費、項１教育総務費、補正前の額８０，３２２千円、補正額２，９８１千円、計８３，３０３千円。

歳出合計 補正前の額３，３４３，６４１千円、補正額４，００５千円、計３，３４７，６４６千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので、割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第３号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第4号「平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（岡田眞地子） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。岡田健康福祉課長。

（岡田健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（岡田眞地子） おはようございます。健康福祉課、岡田です。どうぞよろしくお願いします。

それでは、議案第4号「平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について」説明させていただきます。

平成28年度に概算交付を受けておりました介護給付費負担金及び地域支援事業支援交付金における国庫支出金、支払基金交付金県支出金について、地域密着型介護サービス給付や介護予防サービス給付など、在宅介護サービス費の伸びは見られましたが、介護保険事業計画の見込みにより、施設介護サービス給付費が緩やかな伸びであったことなど、実績に基づいて精算しましたところ、337万7千180円の超過交付が生じ、平成29年度で返還するための増額補正でございます。これにより、歳入歳出それぞれ337万8千円を増額補正し、歳入歳出総額7億6千927万8千円となります。詳細につきましては、補正予算書7ページを御覧ください。

歳出でございます。

返還金の補正につきましては、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金におきまして、337万8千円を計上いたします。

これにより、これに係る財源といたしまして、戻っていただいて6ページ、歳入で、

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、平成28年度決算の余剰金337万8千円を充当いたします。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第4号

平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

平成29年9月4日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（岡田真地子） 続きまして、補正予算書1ページをお願いします。

平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）

平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,378千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ769,278千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月4日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（岡田真地子） 続きまして、2ページをお願いします。

第一表 歳入歳出予算書。

補正をお願いいたします。

歳入 款8繰越金、項1繰越金、補正前の額0円、補正額3,378千円、計3,378千円。

歳入合計 補正前の額765,900千円、補正額3,378千円、計769,278千円です。

3ページ、歳出 款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、補正前の額561千円、補正額3,378千円、計3,939千円。

歳出合計 765,900千円、補正額3,378千円、計769,278千円。

次のページからの事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

よろしく御審議、御可決お願い申し上げます。

以上です。

(岡田健康福祉課長 降壇)

議長(森田 瞳) はい。今、岡田健康福祉課長から御説明いただきました予算補正の見出しの中で、第1条第2項、「当該区分」とあるのを、「該当区分」ということで御説明していただきましたですけども、「当該区分」ということで、これも議事録から修正させていただきます。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) はい。これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第9 議案第5号「トーク安堵カルチャーセンター拠点整備工事の請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育次長。

(吉田教育次長 登壇)

教育次長（吉田一弘） 教育委員会事務局の吉田でございます。よろしくお願いします。

それでは、議案第5号、案件名「トーク安堵カルチャーセンター拠点整備工事の請負契約の締結について」を説明させていただきます。

トーク安堵カルチャーセンターは、文化活動、社会教育活動の場として、子どもから高齢者まで幅広く利用されており、また様々なイベントの開催などで住民の交流を通して、やすらぎと活力を生み出す拠点となっております。

今般、地方創生拠点整備交付金を活用して、多目的ホールの空調設備、1階和室、2階の調理実習室のリニューアル整備を計画し、先の6月の第2回町議会定例会におきまして、補正予算を計上し、御可決いただいたところでございます。

議案書の3枚目と4枚目には、和室と調理実習室の改修後のイメージ図を付けております。本案件は、このトーク安堵カルチャーセンター拠点整備工事の契約案件でございます。

本工事の契約に当たりましては、平成29年8月3日に指名競争入札を実施し、落札業者が決定いたしました。この契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格5千万円以上の契約に該当するため、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、議案書の方を朗読させていただきます。

議案第5号

トーク安堵カルチャーセンター拠点整備工事の請負契約の締結について

トーク安堵カルチャーセンター拠点整備工事に係る請負契約の締結について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安堵村条例第2号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月4日提出

安堵町長 西本 安博

記

1. 契約の目的 トーク安堵カルチャーセンター拠点整備工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 59,400,000円
(うち消費税4,400,000円)
4. 契約の相手方 奈良県奈良市二条大路南3丁目1番地12号
不二熱学工業株式会社 奈良支店
支店長 中山裕章

教育次長（吉田一弘） 以上でございます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

（吉田教育次長 降壇）

議長（森田 瞳） それでは、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第6号「平成28年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井住民課長。

（辻井住民課長 登壇）

住民課長（辻井弘至） おはようございます。住民課の辻井です。よろしくお願いいたします。

議案第6号「平成28年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明をさせていただきます。

本来ですと、西和衛生試験センター組合監査委員が監査を行い、西和衛生試験センター組合議会において決算認定を求めるものでございますが、平成29年3月31日付で西和衛生試験センター組合が解散したため、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、構成7町で監査審査を受け監査委員の意見を付け、9月議会で議会の承認を求めるものでございます。

それでは、議案書2ページ、3ページをお願いいたします。

西和衛生試験センター一般会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。歳入合計といたしまして、1億3千637万7千47円でございます。

続いて4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳出合計としまして、8千722万8千136円でございます。

それでは、詳細につきましては6ページから11ページの歳入歳出決算書事項別明細書により御説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、項1負担金でございます。6千606万3千円でございます。これは、構成7町からの分担金でございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、組合に依頼のありました水質検査手数料の収入59万4千700円でございます。

款3財産収入、項1財産運用収入、4万2千997円でございます。これは、財政調整基金の運用利子でございます。

同款、項2財産売払収入、これは組合が所有しておりました検査器具等一式及び公用車2台分の売払金でございます。906万円でございます。

続いて、款4繰入金、項1基金繰入金でございます。組合の解散に伴いまして、財政調整基金を全額繰り入れしております。4千264万7千円でございます。

款5繰越金、項1繰越金、前年度からの繰越金でございます。1千778万4千973円でございます。

款6諸収入、項1預金利子、これは預金利子でございます。621円でございます。

同款、項2雑入、18万3千756円でございます。これは、組合庁舎警備委託及び公用車に係る自動車保険等の解約による払戻金でございます。

以上、歳入合計といたしまして、1億3千637万7千47円でございます。

続いて、歳出の部、８ページ、９ページの方をお願いいたします。

款１議会費、項１議会費、３９万３千６００円でございます。組合議会議員の報酬でございます。

款２施設費、項１施設管理費、８千６８３万４千５３６円でございます。これは、職員に係る給料、職員手数料、共済費等の支払いでございます。

続いて、１０ページ、１１ページ、お願いいたします。

款３諸支出金、項１基金費、これに関しましては、支出はございませんでした。

款４予備費、項１予備費、こちらの方も支出はございませんでした。

以上、歳出合計としまして、８千７２２万８千１３６円でございます。

それでは、議案書の方を朗読させていただきたいと思います。

議案第６号

平成２８年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２３条第３項の規定により、平成２８年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見書を付けて、議会の認定を求める。

平成２９年９月４日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 次のページ以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうか、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） 続きまして、議会選出の中本監査委員に決算審査について報告を求めます。

監査委員（中本幸一） はい。

議長（森田 瞳） はい。

（中本監査委員 登壇）

監査委員（中本幸一） 6 番、中本幸一です。

それでは、監査委員 2 名を代表して、決算審査の結果を報告させていただきます。

この決算審査は、西和衛生試験センター組合（以下組合という。）の解散に伴い、平成 29 年 3 月 31 日をもって打ち切られた平成 28 年度組合決算について、地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定に基づき、組合構成町（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、王寺町、河合町及び上牧町）の監査委員が行ったものです。

第 1 審査の対象。

1. 平成 28 年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算書。
2. 歳入歳出決算事項別明細書。
3. 実質収支に関する調書、財産に関する調書。

第 2 各構成町の審査の実施日。

平成 29 年 7 月 24 日。

第 3 審査の場所。

安堵町役場内。

第 4 審査の方法。

町長から審査に付された平成 28 年度組合一般会計歳入歳出決算書、付属書類及び証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたそのほかの審査手続を実施しました。

第 5 審査の結果。

審査に付された一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書は、いずれも計数は正確であり、予算の執行も概ね適切であると認めました。

第 6 総括意見。

本年度の決算は、組合が解散になったことに伴い、平成 29 年 3 月 31 日で打切り決算であり、出納閉鎖期間が設けられていなかったことから、通常とは異なった決算となっているため、決算審査に当たっては、決算書及び付属書類の検査を中心に審査を実施しました。

以上、報告いたします。

（中本監査委員 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり、認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第6号は原案のとおり、認定されました。

議長（森田 瞳） 次の日程第11 認定第1号「平成28年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」。

日程第12 認定第2号「平成28年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

日程第13 認定第3号「平成28年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

日程第14 認定第4号「平成28年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

日程第15 認定第5号「平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」。

日程第16 認定第6号「平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」。

日程第17 認定第7号「平成28年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」。

以上、7議案について、それぞれ関連がありますので、一括議題といたします。ただいま議題といたしました7議案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号から第7号、平成28年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、一括して御説明を申し上げます。

平成28年度予算の方針に沿って執行し、本年5月末日の出納閉鎖後、決算処理を行い、7月24日から26日の3日間の監査委員による決算審査を得まして、本9月議会定例会におきまして認定をお願いすべく上程するものでございます。

それでは、認定第1号から第7号までの議案書を朗読いたします。

認定第1号～第6号

平成28年度安堵町歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成28年度安堵町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会に提出し、認定を求める。

1 平成28年度安堵町歳入歳出決算の認定について

認定第1号 一般会計歳入歳出決算

- 認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認定第3号 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第4号 下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第5号 介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算
- 認定第6号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

- 2 平成28年度安堵町各種会計別決算総括表、款別決算額比較表、町税徴収実績表、決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、経費の款別性質別分類表、経費の款別財源内訳表、財産に関する調書、地方債現在高調書
- 3 町長審査意見書及び監査委員審査意見書
- 4 主要な施策の成果

平成29年9月4日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 決算書の1ページをお願いいたします。
下段でございます。

意見書

地方自治法第233条第1項の規定により、平成28年度安堵町一般会計、特別会計歳入歳出決算書並びに証拠書類を会計管理者職務代理より提出されたので、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付したところ、別紙審査意見がありました。よって、認定せられんことを望みます。

平成29年9月4日

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 2ページをお願いいたします。

平成28年度会計別決算総括表

各会計別決算額のみ朗読させていただきます。

一般会計。

歳入36億736万8千861円、歳出31億6千553万3千956円、歳入歳出差引残高4億4千183万4千905円。うち、繰越明許費繰越額1千286万2千円、翌年度繰越額4億2千897万2千905円。

国民健康保険特別会計。

歳入10億8千151万8千823円、歳出11億7千510万7千665円、歳入歳出差引残高マイナス9千358万8千842円。翌年度繰上充用金をもって補てんいたします。

住宅新築資金等貸付事業特別会計。

歳入283万990円、歳出2千706万9千542円、歳入歳出差引残高マイナス2千423万8千552円。翌年度繰上充用金をもって補てんいたします。

下水道事業特別会計。

歳入2億5千67万1千984円、歳出2億5千67万1千984円、歳入歳出差引残高0円。

介護保険特別会計（保険事業勘定）。

歳入6億4千233万5千652円、歳出6億2千738万9千123円、歳入歳出差引残高1千494万6千529円。翌年度へ繰越をいたします。

後期高齢者医療特別会計。

歳入8千665万2千617円、歳出8千660万5千717円、歳入歳出差引残高4万6千900円。翌年度へ繰越をいたします。

総合計。

歳入56億7千137万8千927円、歳出53億3千237万7千987円、歳入歳出差引残高3億3千900万940円。うち、繰越明許費繰越額1千286万2千円、翌年度繰越額3億2千613万8千940円。

会計別決算総括表は以上でございます。

次に、認定第7号「平成28年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」御説明をさせていただきます。

決算書の7ページをお願いいたします。

平成28年度安堵町水道事業剰余金処分計算書（案）の左側、補てん財源として使用した減債積立金の相当額1千820万円を資本金に組み入れるものでございます。

まず、この剰余金の処分を御審議、御可決いただき、その後平成28年度安堵町水道事業会計決算の認定について御審議、御認定いただきますようお願いいたします。

続きまして、平成28年度水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、平成28年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて提出し、議会の認定を求めるものでございます。

決算書の12ページをお願いいたします。

中段、経理状況を御覧ください。

収益的収支については、収入では営業収益1億4千412万5千92円と、前年度に比べ0.8%の減となり、給水収益（水道料金収入）につきましては、1億3千728万2千26円で、その他営業収益を合わせました事業収益は1億6千774万8千568円であります。また、事業費用では人件費、受水費、動力費、企業債利息等の経費で1億6千376万3千904円となり、前年度に比べて226万5千980円の減となりました。

以上、収支差し引きいたしますと398万4千664円の当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金4億722万2千611円と、その他未処分利益剰余金変動額1千820万円を加えますと、4億2千940万7千275円の利益剰余金となりました。

資本的収支については、収入が工事負担金1千239万600円に対し、支出は建設改良費、償還金等で合計6千508万5千131円となりました。

それでは、議案書を朗読いたします。

認定第7号

平成28年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、平成28年度安堵町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、平成28年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて提出し、認定を求める。

平成29年9月4日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 以上、平成２８年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の状況でございます。

御審議の上、認定賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） 続きまして、中本監査委員に決算審査についての報告を求めます。

監査委員（中本幸一） はい。

議長（森田 瞳） はい。

（中本監査委員 登壇）

監査委員（中本幸一） それでは、監査委員２名を代表いたしまして、平成２８年度決算審査について報告します。

審査意見は、松隈代表監査委員との合議によるものであることを、予め申し上げておきます。

始めに、地方自治法第２３３条第２項の規定により、審査に付された平成２８年度安堵町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果を報告いたします。

第１ 審査の対象。

平成２８年度安堵町一般会計歳入歳出決算。

平成２８年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

平成２８年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算。

平成２８年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算。

平成２８年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算。

平成２８年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

第２ 審査の期間。

平成２９年７月４日及び２４日から２６日まで。

第３ 審査の実施者。

安堵町監査委員。

第４ 審査の方法

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書及び歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等の付属書類について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、収支は適正であるかなどを主眼として審査しました。会計管理者が所管している諸帳簿及び決算に関する証拠書類等と照合し、また関係職員から説明を聴取すると共に、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施しました。

なお、有価証券については、平成29年7月4日に実査及び確認を行いました。

第5 審査の結果。

審査に付された各会計の決算書及び付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの計数は正確で財務に関する事務処理は適正であると認めました。

決算の概要及び審査意見は、意見書2ページ以降に掲載しているとおりです。

それでは、審査意見を述べさせていただきます。

1点目。平成28年度も各部署で財政基盤の健全化に向けた積極的な取り組みがなされ、全体的に良好と認められました。安堵町第4次総合計画に掲げる町づくりが着々と進展されているところであり、当年度においても地方創生事業として、子育て支援事業、観光振興事業など、充実を図る重点施策に取り組まれました。これにより、住民の住み易さを拡大する施策の展開が更に期待されるところです。当年度までの5年間は、前期基本計画に基づき一定の効果を上げたところですが、次年度以降は後期基本計画に則って、更に総合的な施策を展開していただきたいと思います。

2点目。平成24年度に徴収業務の強化を図るため、「町税等徴収対策室」が設置されて以来、徴収率は毎年上昇しており、大変良好であると認めます。特に、差し押さえの効果が顕著であり、同室の努力が評価されるところです。今後も、税・料負担の公正、公平性の観点から、引き続き滞納者対策の取り組みに努めていただきたいと思います。

3点目。役場庁舎や学校など、施設及び道路や水道等のインフラに対する老朽化対策が大きな課題となっているため、これらの維持管理、更新等を長期的な視野に立って、総合的に取り組むために、「安堵町公共施設等総合管理計画」が策定されました。今後はこの計画に基づき、費用対効果の検討も加えながら、町公共施設全体の合理的な長寿命化を推進してください。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成28年度安堵町水道事業会計決算に関する審査結果を報告いたします。

第1 審査の対象。

平成28年度安堵町水道事業会計決算。

第2 審査の期日。

平成29年7月25日。

第3 審査の実施者。

安堵町監査委員。

第4 審査の方法。

審査に付された決算報告書、決算諸表等について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、事業の経営成績及び財務状況を正確に表示しているかなどに主眼を置き、決算関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、関係職員から説明を聴取すると共に、定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえて審査しました。

第5 審査の結果。

審査に付された決算報告書、決算諸表はいずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの計数は正確で事業の経営成績及び財政状況は適正であると認めました。

決算の概要及び審査意見は、意見書2ページ以降に掲載しているとおりです。

それでは、審査意見を述べさせていただきます。

平成28年度は、事業収益は前年度に比べて1.05%減少しましたが、減価償却費、支払利息等が減少したこと及び施設の維持管理に係る経費節減に努めた結果、398万4千664円の純利益を計上し黒字決算となりました。しかし、給水人口の減少化により、今後の事業収益向上は見込めない状況です。また、水道施設等の現状に鑑み、今後は施設整備事業に係る多額の投資が必要になると考えられます。こうした厳しい経営状況下にあつて、自己水から奈良県営水道への移行問題の検討なども含め、中長期的視点に立った計画的な経営を図っていただきたいと思います。

以上、決算審査報告といたします。

(中本監査委員 降壇)

議長（森田 瞳） 少し、ちょっとお尋ねいたしますけども、今、我々の議会代表の監査委員の方から監査の報告をいただきましたその中で、3ページ目に「安堵町公共施設等総合管理計画が策定されました」、このような内容のものは、策定されたんですか。議会、これ、監査委員に、これを付されているわけですね。我々議会の方では、こういうことを、全然、お話も伺っておらない。それと、あと一点。最終的に、水道事業、自己水から奈良県営水道への移行問題の検討。これは、今、町議会の方でも継続審議により、いろいろと熟慮しているところなんです。先行して、監査委員の方が先に審議されるということは、これ、どういうことや。総務課長、総務理事、答弁ください。

総務部門理事（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。総務理事。

総務部門理事（近藤善敬） 総合管理計画につきましては平成28年度に、安堵町のいろんな公共施設等を今後改修していくのであれば、どういうふうな経費が掛かっていくかというのを、中長期的に考えた計画を策定させていただいたところでございます。

議長（森田 瞳） はい。策定させていただいた、それはまことに結構なんですけども、でも議会に、全然そういう内容の、その策定書というものを示していただけてないということを、私は議長として、今、指摘しているわけなんです。だから、監査委員さんの方の、監査委員の方へ先にそれで以って協議をしていただくということ。少なくとも議会の方で、こういう提案書というのは、やっぱり策定されて提出されるのが当たり前違いますか。その件が一点。そして先ほど申したように、県営水道への移行、これは、今、全議員が集中的にいろいろと継続審議している、今、最中なんです、これね。だから、恐らく、私は監査委員さん、両監査委員さんもその辺のことについては、監査委員は別の方向で以って、行政の方へは審議していただきたいと、これはわかりますよ。ところが、そのどこへ移行するかしないかということに関しては、これはやっぱり議会の承認も要るん違いますか。

総務部門理事（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

総務部門理事（近藤善敬） はい。水道、県営水道への移行等については、今、まだ決定はしておりません。今後、どういうふうにしていくかというのを、全体の中から考えている段階でございます。以上でございます。

議長（森田 瞳） はい。しておりませんじゃない。そのこと、監査委員のところへ、監査委員に資料を提出されてるでしょう、内容のことについて。石橋課長、どうですか。

上下水道課長（石橋史生） はい。自席で失礼いたします。

監査の項目の中で、今後の検討事項等という欄がございましたので、今後、自己水を継続していくのか、県営水へ切り替えしていくのかというのが検討事項であるという回答は、させていただきました。今、議長が仰られたとおり、今、議会の皆様と、県水にするか自己

水を継続していくかという継続の審議をしていただいている最中ですので、それに向け、その方向性を見守って今後の上水道の移行を進めていきたいと考えております。

議長（森田 瞳） はい。わかりました。

これより、認定第1号から認定第7号まで、総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。総括質疑なしと認めます。

お諮りします。

認定第1号について、議長と議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、議長及び議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

次に、認定第2号から認定第7号までについて、議長と議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第7号までの6議案については、議長及び議会選出の監査委員を除く8名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。ただいま設置されました、各決算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、暫時、休憩をしたいと思います。暫時、休憩いたします。

休 憩（午前11時38分）

再 開（午前11時47分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほど設置されました、決算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計決算審査特別委員会委員長、8番 岡田裕明議員。副委員長、9番 田中幹男議員。当たっていただきますのは、一般会計が、あと増井議員、浅野議員、大星議員、島田議員、植田議員、福井議員、以上8名でございます。

続きまして、特別会計決算審査特別委員会の委員長を申し上げます。

10番 福井保夫議員。副委員長に、1番 増井敬史議員。委員に、2番 浅野議員、3番 大星議員、5番 島田議員、7番 植田議員、8番 岡田議員、9番 田中議員、以上8名でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 次に、日程第18 報告第2号「平成28年度決算における健全化判断比率報告書について」と日程第19 報告第3号「平成28年度決算における資金不足比率報告書について」は、関連議案ですので一括議題とし、報告を求めます。よろしくお願いいたします。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） はい。総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号「平成28年度決算における健全化判断比率報告書について」御説明させていただきます。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、御報告し公表するものでございます。

財政健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標で示すものでございます。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率でございますが、一つ目、実質赤字比率につきましては、財政規模に対する一般会計等実質的な赤字の割合を示すもので、平成28年度も黒字であり、比率としては算定されておられません。

二つ目、連結実質赤字比率につきましては、財政規模に対する一般会計特別会計及び公営企業化益を含む全ての会計合計の、実質的な赤字の割合を示すものでございまして、国民健康保険特別会計等で赤字となっておりますが、一般会計がそれを上回る黒字でございますので、比率としては算定されません。

三つ目、実質公債費比率につきましては、計上の収支のうち実質的な公債費に充てられた割合を示すもので、平成28年度は3.8%となり、昨年度の2.7%から1.1ポイントの微増となっておりますが、この要因といたしましては、年々公債費の元利償還金は減少しているものの、普通交付税算入額の減少等によるものでございます。総じて、公債費比率は減少傾向で推移をしております。

四つ目、将来負担比率につきましては、町の計上の収支に対する地方債残高や退職手当負担金額など、一般会計等で現在抱えている負債の割合を示すものでございますが、平成28年度の将来負担比率は現在抱える実質的な負債に対して、今後見込まれる収入が上回っておりますため、比率としては算定をされておられません。

最後に、表の括弧の数値は、早期健全化基準の数値を表し、平成28年度財政健全化判断比率の4指標はいずれも基準を下回っており、財政運営が健全であることを御報告申し上げます。なお、本年7月26日に監査委員の審査に付し、意見書をいただいております。

それでは、報告書を朗読いたします。

報告第2号

平成28年度決算における健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成28年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

記、以降の表につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

平成29年9月4日報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、報告第3号「平成28年度決算における資金不足比率報告書について」御説明いたします。

本報告につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、御報告し公表するものでございます。

資金不足比率報告書は、法適用、公営企業である水道事業会計及び法非適用公営企業、下水道事業特別会計の2つの会計の事業規模に対する資金不足の比率を算定したものでございます。平成28年度の水道事業会計につきましては、黒字であるため比率としては算定をされません。また、下水道事業特別会計におきましても、赤字でないため比率としては算定をされません。なお、本年7月26日に監査委員の審査に付し、意見書をいただいております。

それでは、報告書を朗読いたします。

報告第3号

平成28年度決算における資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成28年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

下記表につきましては、説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

平成29年9月4日報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 以上、御報告申し上げます。

(富井総合政策課長 降壇)

議長（森田 瞳） はい。日程第20 報告第4号「平成28年度安堵町土地開発公社決算の報告について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。堀川産業建設課長。

(堀川産業建設課長 登壇)

産業建設課長（堀川雅央） おはようございます。産業建設課、堀川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第4号「平成28年度安堵町土地開発公社決算の報告について」御説明させていただきます。決算書3ページをお願いいたします。

平成28年度安堵町土地開発公社の事業報告でございます。

中段の庶務関係を御覧ください。

平成28年4月22日に収支につきまして、監査が行われました。

次に、平成28年6月1日に定例理事会を開催し、平成27年度決算について報告がなされました。

次に、平成29年2月9日に平成29年度事業計画及び予算案について審議され、承認されました。

次に、4ページをお願いいたします。

平成28年度公有用地の先行取得はございませんでしたが、その下の平成28年度公有地の売却事業は、東安堵432の2の一部並びに東安堵433の一部、合計で245.20平方メートル。用地取得費と利息を合算いたしました1千448万1千379円で、町に売却いたしました。

次に、5ページをお願いいたします。

平成28年度安堵町土地開発公社決算報告書でございます。

まずは、収益的収入でございますが、第1款事業収益、第1項公有地取得事業収益で、先ほど説明させていただきました土地売却収入といたしまして、1千448万1千379円。

第2款事業外収益、第1項受取利息、1千255円でございます。

支出の部では、第1款事業原価、第1項公有地取得事業原価で、1千448万1千379円を、現金を伴わない資本的支出の借入金償還金の補てん財源として計上しています。これによりまして、保有財産リストから抹消させていただいております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

資本的収入の部でございますが、第1款資本的収入、第2項利子補給金におきまして、46万8千934円。これは、借入金の利息分を町から補てんしていただいております。

次に、歳出の部でございますが、第1款資本的支出、第2項事業外費用で、46万8千934円。これは、借入金の利息の支出でございます。

第3項借入金償還金で、1千448万1千379円を償還させていただいております。

なお、次のページ以降の事項別明細書等につきましては、今までの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

それでは、報告書を朗読させていただきます。

報告第4号

平成28年度安堵町土地開発公社決算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、平成28年度安堵町土地開発公社の決算を別紙のとおり報告する。

平成29年9月4日報告

安堵町長 西本 安博

産業建設課長（堀川雅央） 以上でございます。よろしくお願いいたします。

（堀川産業建設課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これで、報告第4号を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、会期中の中で9月8日の総務建設常任委員会、これには斑鳩町との下水道整備計画の確認、あと一点は、安堵町文化交流館(仮称)建設要望書、これの扱いということで、総務建設常任委員会委員長の方でよろしく、またお願い申し上げます。そして、9月11日には文教厚生常任委員会を開催していただきますが、この中では小・中学生の学力・体力の向上についてを行政の方から報告を賜ります。また追って、議長名でもちまして、各説明員の要請を行いますのでよろしくお願い申し上げます。この件に関しましては、付託案件ではございませんので、一つ御了承ください。一つ、よろしくお願い申し上げます。

次の本会議は9月5日午前10時開会で、一般質問を予定いたします。明日でございます。本日はこれで散会いたします。お疲れでございました。

散 会

午後0時03分
